

産業廃棄物の委託基準

1. 産業廃棄物処理業許可を持ち、委託する内容が業許可の範囲に含まれる業者への委託

他人の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができるものであって、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。（法第 12 条第 5 項・第 6 項、法第 12 条の 2 第 5 項・第 6 項、政令第 6 条の 2 第 1 項・第 2 項、政令第 6 条の 6 第 2 項）

ただし、輸入された廃棄物が災害その他の特別な事情により処分又は再生が困難なため、環境大臣の許可を受けた場合は除く。（政令第 6 条の 2 第 3 項）

2. 処理状況の確認

収集又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。（法第 12 条第 7 項）

具体的には、事業の用に供する施設を实地に確認する方法の他に、優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定又は優良確認を受けた産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理を委託している場合など、その産業廃棄物の処理を委託した産業廃棄物処理業者等により、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、当該情報により、当該産業廃棄物の処理が適正に行われていることを間接的に確認する方法も考えられる。（環産産発第 110204002 号通知）

3. 特別管理産業廃棄物の内容に関する事前通知

特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ当該委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿並びに当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知すること。（政令第 6 条の 6 第 1 項、規則第 8 条の 16 第 1 項・第 2 項）

4. 書面による処理委託契約の締結

委託契約は、書面により行い、当該契約書には、次に掲げる条項が含まれていること。なお、契約書には収集運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる許可証等の写しを添付しなければならない。（政令第 6 条の 2 第 4 項、政令第 6 条の 6 第 2 項、規則第 8 条の 4、規則第 8 条の 4 の 2、規則第 8 条の 16 の 2、第 8 条の 16 の 3）

- a. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- b. 運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- c. 処分又は再生を委託するときは、その処理の場所の所在地、その処理の方法及びその処理に係る施設の処理能力
- d. 環境大臣の許可（法第 15 条の 4 の 5 第 1 項）を受けて輸入された産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合は、その旨
- e. 最終処分以外の処分を委託するときは、最終処分の場所の所在地、最終処分の方法、最終処分に係る施設の処理能力

- f. 委託契約の有効期間
- g. 委託者が収集運搬又は処分の受託者へ支払う料金
- h. 受託者の事業の範囲
- i. 運搬受託者が当該産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管の上限
- j. 運搬受託者が安定型産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合においては、他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項
- k. 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - i 性状及び荷姿
 - ii 腐敗、揮発等の性状の変化
 - iii 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
 - iv 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格 C O 9 5 0 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
 - ・ 廃パーソナルコンピュータ
 - ・ 廃ユニット型エアコンディショナー
 - ・ 廃テレビジョン受信機
 - ・ 廃電子レンジ
 - ・ 廃衣類乾燥機
 - ・ 廃電気冷蔵庫
 - ・ 廃電気洗濯機
 - v 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨
 - vi その他取り扱う際の注意
- l. 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前項の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- m. 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項
- n. 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱に関する事項
- o. 委託契約の区分に応じ、委託契約書に添付すべき書面（許可証の写し等）に関する事項
- p. 受託者が受託業務の全部又は一部を他人に再委託する場合の委託者の書面による承諾に関する事項

5. 委託契約書の保存

委託契約書を契約期間終了後5年間保存すること。また、受託者がその処理を他人に委託する場合は、その承諾書を5年間保存すること。（政令第6条の2第5項、政令第6条の6第2項、規則第8条の4の3、規則第8条の16の4）